

福壽錄卷十三

昭和四十二年二月一日

東京都知事

東龍太郎殿

福生町議会議長

中西虎戲

會議録の送付について

昭和三十七年第四回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

福生町議会

このたび、財政自治部第一二三条第三項の賦課より徴せられたる
賦課三十千円 四 回 財政部臨時会 加 分の金庫繰の事、照準の上より決定せられた
会 議 録 の 数 計 の こと

東 部 本 院

中 西 本 院

昭和四十二年 二月 二日

昭和四十二年 三月 二日



昭和四十七年 五月 二十五日

第四回 福生町議会臨時会々々議録

第四回臨時

二五定信

第五回臨時

六回臨時

第四回臨時町議会臨時会々議録

昭和三十一年五月二十五日第四回福生町議会臨時会を福生町役場

福生町議会

第四回臨時会

一、昭和三十一年五月二十五日第四回福生町議会臨時会を福生町役場
議場へ招集された。

一、出席議員は次のとおりである。

- 一番 磯村武夫君 二番 山下幸三君 三番 西村光人君
 - 四番 清水与市君 五番 高橋彦市君 六番 渡井明君
 - 七番 佐本松夫君 八番 斎藤貞一君 九番 細沢晋一君
 - 十番 山下久吉君 十一番 渡辺継三郎君 十二番 斎藤博君
 - 十三番 吉田靖君 十四番 高橋千春君 十五番 米泉董君
 - 十六番 高木勉君 十七番 村野弘君 十八番 田村祐一君
 - 十九番 岸 茂君 二十番 中西虎蔵君 二十一番 大久保一郎君
 - 二十二番 石川信義君
- 一、欠席議員は次のとおりである。
- 二十三番 平井賢治君

一、欠員は次のとおりである。

二十四番

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 町田信二君、議会議長 島田留君、内田和雄君、

一、地方自治法第百二十五条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君、助役 川窪金吉君、助役 篠崎俊夫君、

收役 大野忠一君、警長 橋本兵五郎君、課長 貫井善次君、

課長 橋本孝蔵君、課長 高水 求君、課長 森田 留君、

課長 古屋便男君、課長 上野重勝君、課長 猪俣清吉君、

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について、

日程第二、会議録署名議員の指名について、

日程第三、収入役の選任について、

議案第四十七号

福生町議会



日程第四、寄附受領について（教育関係）

議案第四十八号

日程第五、寄附受領について（土木関係）

議案第四十九号

日程第六、契約締結同意方について（土木関係）

議案第五十号

日程第七、福生町営住宅使用条例の全部改正について

議案第五十一号

日程第八、福生火災予防条例の制定について

議案第五十二号

日程第九、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第五十三号

日程第十、町道路線の認定について

議案第五十四号

日程第十一、羽村、福生衛生組合設立について、

議案第五十五号

日程第十二、羽村、福生衛生組合議会議員の選挙について（送）

（挙）

日程第十三、本町連合会よりの消防後援会費に关する陳情書

（陳情第一号）

日程第十四、福生町銀座通商栄会螢光街路灯設置に关する諸願書

「請願第三号」

（審査報告）

一 本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時 十八分 開議

一 議長（石川信義君）

本臨時会のご通知を申しあげましたところ議員の皆様の方におかれましては、非常にお忙しい中を多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議におかれましては、絶大なるご協力も賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから昭和三十七年第四回福生町議会臨時会を開催いたします。出席議員は現在三十二名でございます。よって本日の会議は成立いたしました。

日程に入る前に町長からご挨拶も願います。

福生町議会

五月十四日

一 町長（瀬古清蔵君）

何かとご多忙の中、早朝よりご出席をいただき誠に苦勞さまでございます。ご提出申しあげました議案に対しては慎重ご審議賜り、ご議決いただき下さうようお願い申し上げます。

一 議長（石川信義君）

日程第一会期の決定につきは議題に供します。本件については議会運営委員会において検討されております。おのり委員長から報告願います。

一 一番磯村武大君

ご指名によりましてご報告申し上げます。本臨時会より日程等について去る二十二日に議会運営委員会を開催し、慎重審議した結果、会期を本日一日間と決定いたしました。理由としては、四十七年議案は収入役の改選にともない議会の承認を求めらる件でございます。四十八年議案につきましては教育関係の教材等の寄附願いもございます。



四十九号議案は土木関係の寄附でございます。前回の会議でござ
りたただいております。指定寄附で、これとしない、五十号議案
の契約締結でございます。五十一、五十二、五十三号議案については
そのほかの合意住宅、あるいは消防、地方税法の改正により、
町の条例の改正でございます。五十号議案については町道の
認定、五十五号議案は羽村、福生におけるふたつ理場の設置について
なう一部事務組合設立についての議案でございます。本日の臨時
会におきまして是種決定したたきという、議案でございます。
まうので、会期を一日と決定した次第でございます。

一議長（石川信義君）

本会期につきましてはただいま本員長から

報告をいたしましたとおり、本日一日といたしましたと思っております。
これに異議ありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと決まりました。さうござよう決

定いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第二会議録署名議員の指名について

署名議員の指名は会議規則第九十七条の規定により、議長に
おいて指名いたします。

一番 磯村武夫君

二番 西村光人君

四番 清水孝市君

以上三名の方にお願いをいたします。

一議長（石川信義君）

日程第三収入役の選任について議案第四十

七号と議題に供します。収入役の除任を願います。

収入役大野丸一君退場

局長として議案の朗読をいたします。

町田議令事務局長朗読 省略

一議長（石川信義君）

理事者より提案理由の説明を求めます。

一町長（瀬古清蔵君）

議案第四十七号及び第二十九号の、大野

収入役の任期が本日もつて満期となり、従いまして地方自治法
第百六十二条の規定によりまして、議会の同意をお願いしたわけ
でございますが、ご承知のとおり現収入役は非常によく精励し
てくれ、最も適任であつたと信頼しておるわけでございまして、引き
続いて失任したいと承えましておるわけでございます。よろしく
ご審議をいただきまして、ご同意いただきたいと思います。

一議長（石川信義君）

これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第四十七号

七号についてはこれに同意するものと、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと認めます。よつて議案第四十七号

はこれに同意するものと決定いたしました。

（大野収入役入場）

収入役よりご挨拶を願います。

一収入役（大野忠一君）

一言ご挨拶申し上げます。私のような人

な者が一期大任を過させいただきましたことは皆よくござ

います。ご指導とご鞭撻の賜ものと感謝申し上げます。次第でございます。

引き続きつとめさせていただきますことになったわけでありまして、

これよりまた意を新たにいたしまして一層努力いたします覚悟を

申し上げます。以前に引き続き格段のご指導とご鞭撻を切にお

願い申しあげ次第でございます。

一議長（石川信義君）

日程第四 寄附受領について 議案第四十八号を

議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第四十八号 寄附受領についてご説明申し

あげます。ただいま朗読がありましたとおり、五件あります。

その一つは第一小学校からの寄附受領でございます。品目は日立テレビでございます。その二は、第二小学校の昭和三十六年度卒業生からの寄附受領でございます。品目は木ノス睦堂輪転機一台でございます。その三は第四小学校P.T.A.からの寄附受領でございます。こゝに記載されておりますとおり四つの品目のございますが、特に玄関裏の築山設備一式については田村議員さんのお心ざしたところで心からお礼申しあげた次第でございます。

その四は、田村半十郎氏からの寄附受領でございます。平凡社百科辞典一冊でございます。その五は片倉自動車株式会社からの寄附受領でございます。教材用のエンジン二台でございます。以上五件ともありがたく頂戴いたしまして、永くその学校の教材として使用いたしたいと存じます。よろしくご可決あらんことをお願い申しあげます。

一議長（石川信義君）

二より質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第四十八号は原案とあり決するにこ

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決ります。よって議案第四十八

より原案とあり可決いたしました。

一議長石川信義君

日程第五寄附受領について議案第四九号を議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

(町田議事事務局長朗読) 省略

一議長石川信義君

頼古清蔵

理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長(井村信義君)

ただいま議題となりました議案第四九号のご

ざりですが、金額が四十五万円、本町三町会と三町会の会長が非常
に努力をいたして、地元民から寄附受領が授けられたわけでございます。
まず、これは南新道の改修費の一部に指定されたものでござります。
よろしくご審議のほどをお願い申しあげます。

一議長石川信義君

これより質疑を行います。

(異議なしと呼称者あり)

一議長石川信義君

これにて質疑を終結いたします。

三十一日

おはかりいたします。

議案第四九号は原案とあり決するもの

に異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長石川信義君

ご異議なしと認めます。よって議案第四

十九号は原案とあり可決いたしました。

一議長石川信義君

日程第六、契約締結同意方について議案第

五号を議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

(町田議事事務局長朗読) 省略

一議長石川信義君

理事者から提案理由の説明を求めます。

一土木課長(猪俣清吉君)

議案第五十号の契約締結同意方に

ついての説明申しあげます。本件は南新道新設工事でございますが、

オイルサルト舗装工、延長三百四十三米、巾員四、二米から五、二米、

この四、二米というのは、福生駅の東踏切と交差する所から、守藤木工

まぶの町道五十二号線までと、そこから都道九十五号線まで
でござります。L型側溝工は八百五十人の所から、それから町道
五十二号線の六十米を含む延長が二百五十二米、雨水枳又の管
渠工、これは道路横断の排水管でござりまして、五月八日に契約され
まして、もつて工事中でござります。

一議長（石川信義君）

二いより質疑を行います。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

二いより質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第五十号は原案とおり決するに
ご異議ありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと決ります。

よつて議案第五十号

は原案とおり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第七福生町営住宅使用条例の全部改正に

ついで議案第五十一号を議題に伏します。事務局長として議案の前
読をいたさせます。

（町田議員事務局長朗読） 省略

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第五十一号福生町営住宅使用条例の全部

改正について説明申し上げます。福生町の町営住宅使用条例は

昭和十九年に制定されたもので、その後改正を目前に現在に至る

ところのござります。その間、昭和三十四年六月に、町営住宅

の根拠法規であるところの公営住宅法の改正になりまして、その改正点

は三年間の猶予期間の設け、そのほか本年度六月一日から効力が発

生するということになり、そのおかげでござります。この公営住宅法の

改正はとうとう点かとお申しますと、公営住宅法の主旨というものは